お客様各位

修理ポンプ返却時のお願い

株式会社帝国電機製作所

弊社に修理ポンプをご返却いただく場合には、輸送中の液漏れによるトラブル、ポンプ分解時の安全および環境汚染の観点から、下記事項をお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．修理ポンプ返却時の洗浄

ポンプおよびモータ（ロータ室）内部の残液を抜き、十分に洗浄してからご返却ください。

２．危険液の除去処置

⑴次の液については、特別な除去処置をお願いします。

・水質汚濁防止法に定められた有害物質を含む液（カドミウムおよびその化合物、シアン化合物、有機リン酸化合物、鉛およびその化合物、６価クロム化合物、ヒ素およびその化合物）

・水質汚濁防止法に定められた排水汚染物質を含む液（ノルマルヘキサン抽出物質、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、弗素）

・劇薬　・爆発性液　・有毒ガスを発生する液　・強い悪臭を発生する液　・強酸、強アルカリ液

⑵危険液の除去方法

・ポンプ内部液をドレンし、取扱説明書に基づきポンプを分解のうえ、洗浄後再組立してください。

・ケーシング、インペラ、ロータ組立、ベアリングハウジングなどは、直接洗浄してください。

・循環パイプ、熱交換器などのパイプ内部も洗浄してください。

・その他、取扱液が接液していた可能性がある部分は、洗浄してください。

・ポンプおよびモータ内(ロータ室)を洗浄した後、端子箱、端子台を外し、コイル室内に液またはガスが残っていないかご確認ください。

＊液またはガスが残っていると確認された場合は、端子箱側から洗浄液を流してフロント側コイル室およびリア側コイル室を洗浄してください。

（液またはガスが入っていると端子台を外す時、液またはガスが吹き出ることがありますので、作業はゆっくりと慎重に行ってください。）

＊液またはガスが確認されない場合は、端子台、端子箱を再組立してください。

・輸送中のトラブルを避けるため、開口部に閉止フランジをしてください。

３．危険液除去証明書の添付

危険液の除去は、お客様の責任において行っていただき「危険液除去証明書」を記入のうえ、修理返却品に添付してください。（または、弊社営業担当にご連絡ください。）

４．「危険液除去証明書」が添付されないときの対応

弊社が受け取りました修理返却品に「危険液除去証明書」が添付されていない場合は、お客様へご連絡し内容を確認させていただくことがあります。

なお、危険液の除去が確認出来ない場合や弊社で適切な処理が出来ない場合は、そのまま修理返却品をお客様にご返却することがあります。

５．危険液除去及び処分費用について

危険液除去（付着物除去も含む）およびその処分も弊社で行った場合、別途その費用をお客様にご請求させていただくことがあります。

以上

お客様にはお手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

H25.12.1(HP)